

長沼町総合振興計画審議会条例

(昭和 47 年 10 月 5 日条例第 9 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、長沼町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合振興計画策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の事務を処理するため事務局を置く。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初の会議は、町長が招集する。

附 則（平成 16 年 9 月 30 日条例第 20 号）

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。